

長期住所不明組合員の脱退手続きに関する公示

長期住所不明組合員の脱退手続きに関する規則に基づき、住所の変更届けを5年間行わなかった組合員は、脱退の予告があったものとみなし、毎年3月20日をもって、定款第10条により脱退の手続きを行わせていただいております。今年も上記の規則に基づき、長期住所不明組合員の脱退手続きに関する公示を行います。

2010年3月20日をもって脱退手続きの対象となっていると思われる方は、店舗・コープデ
リ宅配センターなどの事業所長までご確認をお願いいたします。お申し出時には、ご本人確認をさ
せていただいております。もし、対象となっておりましたら、至急生協へご連絡のうえご住所等
の変更手続きをお願いいたします。

なお、今回脱退手続きをさせていただいた方で、後日住所が判明した場合、お申し出を確認した
日をもって従来の出資金額に、その間配当があった場合はその配当相当額も合わせた金額で、再度
組合員に登録させていただいております。

2010年2月1日

生活協同組合コープとうきょう

理事長 上原 正博
(公印省略)

(公示期間：2010年2月1日から2月28日)

詳細についてのお問い合わせ先 コープとうきょう出資金 TEL0120-677-300